



農地再生レポート通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545 E-mail:nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp



今季のさわやかリフレッシュ



荒廃農地の発生防止と解消対策について(令和2年度の支援事業の紹介)

～荒廃化すれば解消には労力と多額の費用がかかってしまいます！～

農地が荒廃化すると・・・

- 周辺農地への悪影響⇒鳥獣被害、病害虫の発生、不法投棄・・・
- 営農条件の悪化⇒再生に労力を要する農地の集積、集約化が進みにくい、担い手が見つからない・・・



◎まずは、荒廃農地の発生を未然に防止。荒廃化した農地は、速やかに再生(解消)することが重要です。

《未然発生防止》

農業者 農地の適正な管理に努めましょう。今後または将来に向けて、誰に農地をまかせるか早めに検討しましょう。

↳農地の利用に困ったときは、地元の農業委員や推進委員へ農地の利用調整を相談する。

地域 個々の農業者の事情で農業生産活動ができなくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動等で支える体制を整備しましょう。

↳地域ぐるみの活動での保安全管理を検討する。

↳地域農業の将来に向けて、農地の利活用や担い手確保について、地域のみんなで話し合う。

《荒廃農地の解消》

農業者 荒廃農地が発生した場合は、自ら解消することを基本としながら、対応が困難な場合は地域の話し合いの場などを利用して、今後の活用を検討してください。

地域 地域で農地のあり方を話し合い、解消すべき農地を選定し、自助による解消が困難なものについては「各種支援事業」の活用を検討してください。

行政 荒廃農地の解消を目的とした「各種支援事業」を活用して農業者等の取り組みを支援。(国、県、市町村事業)

《各種支援事業》

●「農地耕作条件改善事業」【国、県】

簡易な農地整備により担い手への農地集積を図りつつ荒廃農地を再生する場合に支援。

【要件等】 200万円以上、受益者数2者以上、農地中間管理事業の重点実施地区、整備後営農

【実施主体】 県、市町村、機構、土地改良区、農業者等の組織する団体等

【補助率】 国 50% (中山間地域 55%)
県 14%

●「中山間地域所得向上支援事業」【国】

(生産基盤整備)

水田の畑地化等の簡易な農地整備等による荒廃農地の再生利用により中山間地域の所得向上を図る場合に支援。

【要件等】 200万円以上、農業者2者以上、中山間地域等(中山間地域所得向上計画策定地域)10%以上の所得向上(コスト削減)

【実施主体】 県、市町村、機構、土地改良区、農業協同組合、農業者団体、農業法人等

【補助率】 定率 55%、1/2 等

●「多面的機能支払交付金」【国】

●「中山間地域等直接支払交付金」【国】

地域・集落の共同活動と併せて荒廃農地の発生防止・再生への取り組みを支援。

●「遊休農地等保全対策支援事業」【県】

遊休農地等の再生利用するための雑木除去等を支援。

(新設) 棚田地域における棚田を活用した地域活動等や棚田の再生・保全活動の経費を支援

【要件等】 中山間地域等、遊休農地等保全計画(又は棚田保全等支援計画)の策定。

【実施主体】 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

【補助率】 定額(3万円/10a)または、定率1/2以内
(再生利用:10万円/10a
棚田活用:50万円を上限)



お邪魔します!!

喜多方市農業委員会を取材しました!!

～喜多方市農業委員会からひとこと～

令和元年度
再生事業



遊休農地の未然発生防止等には、

「毎月行う地区ごとの農地の事前調整」と「集落での話し合い」が有効です!

本年度、県下農業委員会大会表彰で「優良農業委員会」となった「喜多方市農業委員会」の活動について、高橋事務局長、渡部次長兼農地係長にインタビューしました。

喜多方市は全国有数の米どころですが、お米以外の作付けなど特徴をお聞かせください。

A 米以外では、そばの作付けが増えており、遊休農地の再生後もそばの栽培が多く、そばは、県内随一の生産量となっています。そのほか、グリーンアスパラガス、キュウリ、ミニトマトが伸びており、初期投資が比較的少なく収益性も高いことから、新規就農者の導入作物にも選ばれています。

また、新規就農者については、本年度、県農業賞の農林水産大臣賞を受賞した「(株)渡部ふあーむ」で1～2年程度研修し、独立するパターンが確立しており、就農しやすい環境が整っています。

遊休農地の未然防止活動の取り組みをお聞かせください。

A 遊休化した農地は2、3年と経過すれば、もう手のつけられない状態になってしまうので、未然防止活動が最も重要なことと考えています。

毎月1回、旧市町村を単位として開催している「地区調整会議」において、農業委員、農地利用最適化推進委員が農家からの要望や調査等をもとに情報交換を行い、「耕作放棄地」になりそうな農地については速やかに利用調整を行ったり、台帳化して塩漬けにならないよう継続的に調整を図ったりして、遊休農地を発生させない取り組みを進めています。

また、新規就農者への農地のあっせんについても、新規就農者を担当する部署と連携し、情報を得ながら、「地区調整会議」において、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して調整を行っています。

荒廃が進んでしまった農地の対応をお聞かせください。

A 「非農地判断」等については、国の指導に基づき粛々と行わなければなりません。非農地とする部分については、集落単位の話し合いを通じて「守るべき農地」を定めきちんと線引きをしていただき、農業委員会もその場に入って、非農地化の趣旨や手続きなどを説明し、集落、農業者の理解を得ながら進めるべきものと考えています。これには、非農地化したのちに、農地基本台帳との乖離をきたさないよう、所有者には地目変更登記の手続きを確実にしてもらいたいところもあります。

また、来年度以降、この話し合いの場として、農業委員会で開催する「集落話し合い運動」を活用することを考えています。

遊休農地の再生・利活用についてどのように進めているのかお聞かせください。

A 本年度は県の補助事業を活用し、長年、荒廃農地の再生に貢献している(株)エガワコントラクターが、塩川町中屋沢地区1.7haの遊休農地を解消し、今後、そばの作付けを計画しています。周辺に優良な農地があって、あと1～2年で再生しないと再生困難になるため、こういったところは法人の力も借りたり、県の補助事業を活用したりしながら再生、利活用を進めていきたいと考えています。(令和元年度再生事業 写真右上)

法人育成をどのように考えているお聞かせください。

A 担い手として核となる認定農業者も増加傾向にありましたが、高齢化が進んでいることを見据えると、法人が担う役割は大きく、育成は重要であり、先に述べた「(株)渡部ふあーむ」にみられる形態となるのが望ましく、また、既存の30の農業法人と一緒に農地利用の最適化をめざす方向が重要であると考えています。



羅針盤 ～福島県・県協議会からのお知らせ欄～



～福島県並びに県協議会からのお知らせ～

令和2年度遊休農地等保全対策支援事業の募集中!

詳しくは最寄りの県農林事務所農業振興普及部にお問い合わせください。なお、県農村振興課ホームページでもご案内しております。(アドレス) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045b/>

編集後記

1年ぶりの登場で、ごブーさたしておりました。編集担当の🐶(はんざわ)です。時々参上して、農地の有効利用に役立つ情報等ご案内しますのでよろしくお願ひします。◎何ごとも対策としては、備え!未然防止!が大事となりますね。ひしひしと感じるこの頃...